

平成18年 9月25日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係 長 松尾和久
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	勝	行
福	祉	保	健	部	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	所	代	裕	志
北	方	支	所	末	次	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	務	長
総	務	課	長	古	賀	甚
財	政	課	長	森		雅
企	画	課	長	宮	下	正
選	挙	管	理	委	員	会
事	務	局	長	古	川	正
監	査	委	員	事	務	局
長				山	下	眞
農	業	委	員	会	事	務
局				森	山	義
長						秀

議 事 日 程 第 7 号

9月25日(月)10時開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 第93号議案 | 平成18年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会分割付託) |
| 日程第2 | 第94号議案 | 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(質疑・福祉生活常任委員会付託) |
| 日程第3 | 第95号議案 | 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託) |
| 日程第4 | 第96号議案 | 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託) |
| 日程第5 | 第97号議案 | 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託) |
| 日程第6 | 第98号議案 | 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託) |
| 日程第7 | 議案訂正の件(議決) | |
| 日程第8 | 第99号議案 | 平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)武雄市病院事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会設置付託) |
| 日程第9 | 第100号議案 | 平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)武雄市水道事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託) |
| 日程第10 | 第101号議案 | 平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)山内町水道事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託) |
| 日程第11 | 第102号議案 | 平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)北方町水道事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託) |
| 日程第12 | 第103号議案 | 平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)武雄市工業用水道事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託) |
| 日程第13 | 第104号議案 | 平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市病院事業会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託) |

日程第14	第105号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第15	第106号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市工業用水道事業会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第16	第107号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市一般会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第17	第108号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第18	第109号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市競輪事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第19	第110号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市交通災害共済特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第20	第111号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第21	第112号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市老人保健特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第22	第113号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市給湯事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第23	第114号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第24	第115号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第25	第116号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内

		町一般会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第26	第117号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第27	第118号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町老人保健特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第28	第119号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町農業集落排水特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第29	第120号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）北方町一般会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第30	第121号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）北方町国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第31	第122号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）北方町老人保健特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第32	第123号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）北方町農業集落排水事業特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第33	第124号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市山内町衛生処理組合一般会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第34	第125号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市一般会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第35	第126号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・決算審査特別委員会付託）
日程第36	第127号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市老人保健特別会計決算認定について（質疑・決算審査特

		別委員会付託)
日程第37	第128号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第38	第129号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第39	第130号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第40	第131号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市給湯事業特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第41	第132号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市競輪事業特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第42	第133号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市交通災害共済特別会計決算認定について(質疑・決算審査特別委員会付託)
日程第43	報告第10号	専決処分の報告について(質疑)
日程第44	請願第4号	『義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書』の提出を求める請願について(趣旨説明・質疑・総務文教常任委員会付託)

開 議 10時8分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

先日の黒岩議員の発言について、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、その報告を求めます。(「議長、議事進行について」「議会運営委員長、27番」と呼ぶ者あり)27番高木議員(「議事進行優先やろう」「議事進行優先」「まず、報告してからしましょう」「議事進行の前に私の方で発言させてください」と呼ぶ者あり)ちょっと待ってください。(「そしたら、取り消してください」と呼ぶ者あり)

27番高木議員の発言を取り消して、まず、29番黒岩議員の議事進行について、質問を受け

ます。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません、なるだけ丸くいくように話しておりますので。

今、わざと議事進行と言いましたのは、確かにいろんな中で議会運営委員会が苦勞されておる話を聞いております。しかし、最終的には、私は議長の判断を受けて何でも動くわけですから、ここの長は議長ですので、それは諮問機関として議運を使われるのは大いに結構なんですよね。いろんな話をして、最終的に議長が判断されるわけでございますので、それを聞いて、議長がこうすると。それに対して、私がもし議長に質疑したときは、実は諮問して、こうだったんだよというのは結構ですけれども、一つ一つ議運が議長より前に出てくるというのは、やはり議会運営上いかなものかと思う。

やはり議会の長は議長ですので、市長より、我々より上に座っているのが議長ですからね。議長の判断はこうするんだということを言われれば結構ですから、これは議運の委員長さんが言われるのは結構ですけれども、それは原則として、議運の委員長はあなたの諮問機関であって、いろいろ議運に話しますと招集があります。それで、一から十まで言わにゃいかんようになりますから、それを聞いて、結果はこうなんですよということで、議長が判断すればいいわけですから、あえて議運の発言のときにとめたわけですね、この前の流れからと言われたので。そういうことで、議長の裁断でやっていくというふうに、ぜひやっていただきたいということにとめたわけでございますけど、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

29番議員のただいまの御質問ですけれども、今までの慣例としても議会運営委員会にいろんな面を諮って、議長が諮問をして、その中で一応いろんな協議をしていただいて、結論を出していただいております。それを受けて、議長も発言させていただいたり、活動させていただいたりしております。そういったことで、議会運営委員長の権限というものも尊重させていただきたいと思うわけで、発言を先ほどお願いしたところでございます。

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

議運には、うちから松尾議員が出ておられますね。十分意見を反映されると思いますけれども、ここで議運の委員長が話をするとすれば、今度、もし少しでもニュアンスが違ったり何かしたときに、議運の委員長に質疑するという形になるわけですか。それはいいわけですからね、報告ですから。例えば、議運に諮って、議案の付託先、日程、いろんなことを決めます。それは議長が議運に諮っていますよということであることであって、今度もちゃんと議運に諮って、いろんなことを結論づけられたと思うんですよ。だから、議長の最終判断でいいと思うんですよね。ここで議運の委員長が言うたら、それに対して、じゃ、質疑をさせてくれよという話になっていきますから、また、議運の委員長に質疑したというのは恐らく

ないと思うんですからね。そこは、休憩して言うならまだいいですけどね、議事録でそういうのが先行してくるといのは、こういう大事な場面の中で、じゃあ、だれがその言葉に責任とるかとなりますので。責任問題と言ったら、ちょっと言い過ぎかしれませんが、やはり答弁したり議論をするという場所は、やはり議会しかないわけですから。議運の委員長は、議会運営委員会って合議制ですかね、出して意見を言うておりますので、議運でこうだったよと決めてしまうのは、それは議長が決めればいいわけですから、議運の最終判断がそれでいいと思えば、こうやっていくんだと言えば、それで私は納得するかせんかわかりませんが、それでいいわけですからね。

休憩して、そこをちょっと聞いてみてくれんですか。恐らく、うちの議運はそうしよったですよ。うちって言うぎいかんですけど、今は山内、武雄、北方の合議体ですからね、まだ今のところね。武雄市議会ですけれども、北方は少なくとも、そうやって議運で決めたときは、私は図らずも議長をさせてもらいよったけんが、議運で聞いて、責任は私ですから、私の口で答弁という話にしておったですもんね。だから、議運に相談しますと。相談して、結論は私が言うという形にずっとしてきたもので、ちょっと戸惑っておりますので、ぜひともそこら辺は、いろんなどころがありましようから、山内も武雄もありますので、よかったら公平にいていただきたらと思ひますけれども。休憩して、それですということになれば、させていいですよ。させないじゃなくて、議長より上に来るといことはおかしいと思ひて言ひよるだけですから。（「議事進行、27番。議事進行です」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

ちょっと暫時休憩をさせてください。（発言する者あり）（「議事進行をさせてください」と呼ぶ者あり）27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ただいま黒岩議員の方から発言のありました議運委員長であります、この際、27番高木として、議事進行について議長の方にお話をさせていただきたいと思ひます。

ただいま黒岩議員の方から、議会運営委員会の報告よりも議長としての最終的な判断で進めてはどうかというお話でありました。私も当然そういうことが一番望ましいだろうというふうに思ひております。既に議会運営委員会の中では、議長も出席をいただひておひまして、これまでの議論の経過、あるいは議会運営委員会の全員での御意見もお聞きでございますので、議運の委員長がわざわざ報告することもなく、議長の方で議事の進行をされるというふうに思ひております。

そういう面で、ぜひスムーズな進行、直ちに議案の審議に入っただきたいと、このように思ひてござひます。よろしくおひ願ひします。

議長（杉原豊喜君）

先ほどの質問について若干お答えをしたいと思ひますけれども、議会の判断につきて、

私の独断でしたら、やはり独裁制になってしまうんじゃないかということで、議会運営委員会もあるんじゃないかと思うわけでございます。そういったことで、議会運営委員会に諮問をして、いろんな結論等も出していただいているところでございます。この辺、十分御理解いただきたいと思います。

それでは、私の方から、議会運営委員会に諮問した内容について、一応お答えをさせていただきます。（発言する者あり）休憩しておりません。

一事不再議に当たるか当たらないかということをお知らせしましたが、この件についても議会運営委員会で協議をしていただきました。全会一致とまではいきませんでしたけれども、多分執行部等のいろんな御説明等も受けまして、当たらないんじゃないかということになりました。

それともう一つは、議会で議決したものを、いかに執行権の範囲内とはいえ、議会に諮らないで変更するということは議会軽視ではないかということで、そこら付近も皆さん方にお諮りをしたところでございますが、この件につきましても執行部の方に、議長、議会運営委員長の名前で申し入れるということで、一応全会一致で御理解をいただいたところでございます。議会運営委員会については、今のくらいの御協議をお願いしたところでございます。

以上です。

〔29番「議長、今の修正です。いいですか」〕

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

議長に質問するのは、休憩でいいですけどね、ここからするとおかしいかわかりませんが、私は平たく言って、一事不再議というのは、6月の議会の決定が生きておりますので、議決の効力がですね。だから、この議決の効力を、どこかの場所でちゃんと整理して、「ハイブリッド四駆を買わないよ」、「いいですよ」と議会が判断した材料がなければ、今度、補正予算を出せば、それを否決すれば一事不再議にならんけど、可決すれば、一つの事案に二つの結論になるわけでしょう。そのことが触れるから、どこかの時点で、それを設けたらどうですかというのがこの前の質問なんですよ。

しかし、それをかからないと言われても、恐らく総務委員会は結論の出しようがないと思うんですよ。総務委員会の結論は、6月議会でハイブリッドカーしかいかんと決めておるわけですから、これをやっぱりハイブリッドじゃなくて、市長が言われるように、もっともっと庶民的に直すためには普通の四駆に変えようと提案された。議会もそれでやっていこうと言えば、そこで効力の中断ですよ。

何でも一緒ですけど、約束事をしておいて、約束をそのまま守ったまま、次の案は出せないわけですから、だから、そこに一回区切りをつけたらどうですかという話をこの前したんですから、それをしなくていいなら、しなくていいですよ。それは私の判断ですから。しか

し、されたが良かったから、蛇足と思って言ったんですよね。だから、2日も時間を与えて、考えていただきたい、何か方法がないだろうか。大体上程する前です。上程する前に、やっぱりハイブリッドカーは買わないと。今のまま、一つ間違えれば、普通の四駆を買うのを、議会がやっぱりハイブリッドがよかと思って変えたとするですね。じゃ、ハイブリッドカーが買えるわけですよ。何でか、まだ効力が生きておるけんですね。6月議会の議決が。だから、もうハイブリッドカーは買わないよという話を一回する。そして、みんなが納得する。じゃ、普通のを買うということにしなければ、それは会期が不継続だから出せるって、じゃ、今度このままほたっておって、言い方は悪いですけども、今度の12月議会にベンツ買おうかって通るか、通るわけないわけですから。だから、普通の法律以前の問題ですからね、むしろ慣習もあります。一事不再理の原則もあります。決めた。決めたのが違ったら、じゃ、あれをやめようという話を一回せんぎ、生きとるですよと私は言いよるわけですよ、平たく言って。

だから、それは事務方の仕事かもわからん。市長はそれをやっていきたいと。だから、事務方が間違ったら、事務方はそこで合わせたらどうですかと言ったんです。だから、いや、やっぱりもっともっと聞いて、普通の四駆でいいよと、しばらく我慢するよと、安いのにするよと。じゃ、それをするためにはどうするか。じゃあ、今まで決めておったのを一回否決、今決め直そいと。議決の効力がありますので。この議決の効力は、事由の変更で、事態が変わったからというところで、一回とめようと。じゃあ、議員どうですか、集まってもらって、議事録終えて、変えた。そしたらよかですよ。そればせんでしとったら、総務委員会の結論はまだ生きておりますので、議会の議決は生きておりますので、どこかでこれをとめておかんぎ、違う結論を出せば、否決すれば、一事不再議になりません。しかし、予算をつぶすことはできませんから。一つ入っておりますので。下取り使わないんですから。下取りを使って400何十万、委員会で見せておるじゃなかですか。だから、それは謙虚になって、やっぱり一回されたが良かったと思うんですよ。

だから、何でも決めたことを、ずっと生きとるけん、決め変えるときには、こればやめて、そして、次ば出すということがあいけんが、そればせんで、いきなり決めたままのときに変えたばいという、今の状態はですよ。四駆のハイブリッドを買うと決めておる。それを市長がいきなり、あいばやめて、こいばすっぱいと言ったことなりますから、それは本意じゃなかるけん、やっぱり前のをやめて、それは議会でやめて、ぴしゃっとして、そして、次を買うということにせんぎおかしかるもんということですよ。議会でやるよりなかつちやなか。議会のことですよ、市長のことじゃなくてね。我々議会がそこは整理ばしとかんぎいかんとやなかくて思うから言いよるけど、いや、いいよと行ってやればいいですよ。委員会は出せないですよ、総務委員会は。むしろ、我々議会も違う結論、私は安い方でいいんですよ。しかし、ハイブリッドしかいかんという結論を出しておって、それが生きておりますので、

それをどこかで議会が打ち消さんぞ、一つの事由に二つの結論、これが一事不再議ですよ、私が言っているのは。否決されたときは別ですよ。前も申しましたように、首長の考えが否決されて、じゃあ、議会が変わったからまた出す、これはできますから。一つの案件で、どんどんどんどんできますよね。しかし、市長が言ったことと議会が一致して、ハイブリッドを地球に優しいから買おうと決めた。これはいいことだと思うんですよ、これはこれなりに。しかし、決めておるから、これを一回切って、そして、しなくていいのですかと言っているんですよ。議長のあなたがせんでいいと言ったらいいですよ。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ここまで議論があつていますので、少し議長において整理をしていただきたいと思います。

さっき議運に対する発言がということについて、それはもう黒岩議員の御意見に対して、議長は直接答えられましたけれども、通常は、議運は各会派の代表が出ていますので、それぞれの論議をして、賛成、反対あつたにしても、一応議会運営委員会で話し合ったことについては、やっぱり私は、北方はどうかわかりませんが、今の武雄のルールでいけば、今の議運の委員長に発言を許可するのが正当な議会運営だと私は思います。それは判断が違うと思います。

ただ、今、黒岩議員の発言の中にありましたのは、議会を進めるための問題が一つあつて、いわゆる議決の効力の問題がありますから、それを総務委員会、今度、付託された委員会でもう一遍それを論議するときに、ハイブリッドカーで買うということで、いろいろ論議の後、議会が了承して結論を出しておるわけですが、いわば耐震構造のある鉄筋コンクリートの建物を建てるという予算を組んだ場合、耐震を外していいということになると、全然意味合いの違う議決になってしまうことになるし、だから、鉄筋コンクリートでつくるのを木造でいいということになって、木造なら安くなるがということになってそうだった。それは余り極端な例ですけれども、そういう考え方をして、論議が後から出てきたときに、議会は何の議決をしておったんかと。せっかくハイブリッドカーがいいというのを、いろんな論議の後できちつと決めたら、それをするというのがやはりルールですから、それを今度また、それと違うような形の議決がこの議案の中に出てくるとすれば、議会の権威が保てぬという問題があるんじゃないかという気がするものですから、ここはもうここで本会議の議事録にとっての論議、それはもう当然論議は議事録にとらにゃいかんですけれども、こういう形の中で、立って話をするとスムーズに話がいきませんので、ここは本当にもう議長においては休憩をした上で、議運なら議運の、一つの話はきちつと議運の委員長に報告をされるとか、ルールを戻してやるのが本当じゃないかと思います。そういう進め方でどうかということ

議長において判断をしていただきたいと思います。（「議長、27番、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

今、お二方から議事進行の件について提起がありました。

私は、今お話を聞いておりますと、どうも議案の内容にかかわる部分で発言をされているようであります。これは今、金曜日から引き継いでの会議であります。ほかにもこの議案について、既に通告をされている方もいらっしゃるわけですね。そして、この公用車の件については、ほかにも市長に対して議案の質疑をしたいという方もいらっしゃるわけですね。

今のところは黒岩議員一人であります。そういう面では直ちに議案の審議に入っていて、そういう中で議論を、この問題についても、そして、ほかの内容のことについても、ほかの通告者の方の意見も含めて進化をさせたらいいんじゃないかというふうに思うんです。

先ほど黒岩議員の方からも、一事不再議の問題が発言をされておりました。執行部の見解、あるいは黒岩議員の見解と執行部の見解、あるいは議運で議論した見解というのはそれぞれあるかというふうに思いますが、それはあるのが当然であります。100人が100とも同じ方向で向けと言うと、これはかつてのスターリン体制やナチス時代と同じ問題であります。

そういうことがあるから議会で議論をするわけありますので、できればもう議案の審議にぜひ入っていて、その中で黒岩議員の関連としていろんな、私も実は質問したいことがありますので、この点については進めていただきたいと思いますので強くお願いをしたいと思います。（「賛成、賛成」「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

先ほど29番黒岩議員の質問は、私に対して議事進行の中の質問で、一回議決したものを、結論を出さないで次の案を出すということは、一事不再議につながるんじゃないかと。二つの案が生きると。前の効力がまだ生きると。ですから、一回撤回して再度提案した方がいいと。これを議長判断でと言われましたけど、果たして私が議長判断で、議案として撤回させて提出させるということが出来るのか、ちょっと確認したいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 10時28分

再 開 10時46分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事進行の中で御質問がございました議案に対して、また撤回して再提出せると。議長の権限でどうかということでございますけれども、これは執行部の提案権限

であって、議長には権限がないということでございますので、御了解いただきたいと思えます。

日程に基づき議案審議を続けます。

日程第1．第93号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第93号議案に対する質疑を続けます。通告順に発言を許可します。

〔6番「関連質疑」〕

22番平野議員（「関連が先」と呼ぶ者あり）6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

このハイブリッド車ですね、私も大分悩んで賛成いたしました。上野議員が賛成討論のときに、災害にもいち早く駆けつけていただいて、そして、自然にも優しいと。それで、表面上は高く見えますけれども、ガソリン代が50千円 だったですかね をずっと積み重ねていくと、トータル的にお安くなりますということで、お安くなるならば、お安くない方をするのは、私としてはそこまでせんでもと。そういう災害に何回出るかわかりませんというようなことも言っていたと思います。4年間のうちに実際何回出るのか。それでコストを比較したら、ほかの車を優先的に市長が四駆を使えばいいんじゃないかなというふうなことも考えておりました。

しかし、トータルで安くなると。そしたら、全然市民に対しても問題ないと思ったわけですが、そしたら、今度はトータルで、車は安いけれども、ガソリン代を入れたら高くなるということになるわけですよ。すると、私が賛成したのは、これはちょっと困るんですよ。市民の方にもそういうふうに説明しておりますので。だから、その比較がどういうふうに、何年乗ったらどちらがどういうふうになるのかについて、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、私が思うに、先ほどの出勤回数から言えば、災害事務に行くよりも普通の事務に行く方が多いと思うわけですよ。だから、自然環境を考えるならば、ハイブリッドカーを買って、災害車は別の利用の方が自然に優しいんじゃないかなと単純に思うわけですよ。だから、今度の提案みたいなことも、災害に特化よりも自然を守ることに特化した方が筋が通っているんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。だから、それが2点目。そっちの方がトータル的にいいんじゃないかと。

もう1点は、予算の問題です。この予算が、最初にもしインターネット販売で売れない場合には、最低、車屋さんが下取り価格を1,200千円だったですかね、保証するから、安くなってもその金額に変わらんと。だから、それに継ぎ足す部分のお金を認めてほしいということだったわけですよ。そしたら、最後に決まってから予算を出せばいいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、それは市長が第1番目の6月議会に、自分の施政方針と

いうか、そういうポリシー的なものを指し示したいと言われるから、そしたら、その変則的な先取り予算みたいなことについても、普通はおかしいんですよ。でも、そういう精神を指し示したいならば、我々もそれを信じて協力しようというふうにやった予算なんですよ。

だから、既決の範囲内の予算というのは、それなりに理由がある予算なんですよ。その予算はハイブリッドを買うための片割れの方の予算なんですよ。だから、これは流用みたいになるわけですよ。結局、そういう約束で先取りを認めてもらった。その先取りを認めてもらったものを正しく提案せずに、違うものに流用したということになるわけです。私たちはショックですよ、はっきり言って。

だから、そこを何ですかね、そのお金というのはもともとハイブリッドを買うために認められたお金であって、単なる災害車を買うために認められたお金じゃないんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、本来、趣旨の違うもので買われてはいかんのじゃないかなと。その辺についてどう思われますか。

以上3点についてお伺いしたいと思いますし、もう1点としては、私はここをずっと言っていましたよ。いつ予算がつくんですかね。これはついていませんけれども。そしたら、やはり私が思っていたのは、6月議会のときに大庭部長が、これは9月の補正で組み替えをして、またお願いしたいというふうに思っておりますというのが頭にあったから、ああ出るんだ、出るんだと思いついていたわけですよ。それも出ていないんですよ。だから、その4点について、きっちりとした答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の、10年間でハイブリッドの方が安くなると。こういうことは、私は議事録を先ほど精査しましたけれども、それは言っていない。私が申し上げたのは、年間でハイブリッドであった場合に、燃費がこれだけ安くなるというのは、本会議の質問で答えたところであり、CO₂も48%程度削減をされるといったことは言っています。これで、私の発言で財政に貢献するというのは言っているわけですね。だから、そこのどの段階で、どちらが高くなる、安くなるということに関しては、市政をあくまで知る者としては言っているつもりはありません。これが1点目です。

災害時に特化、あるいはハイブリッドに特化、これについては、基本的には地方自治法上で認められた首長の私は執行権の範囲内だというふうに、さきも答弁をいたしまして、私は今もこれを答弁いたしたいというふうに思っております。

そのときに説明不足だということは私自身も認めておりますし、その結果、演告で申し述べ、私は議会、あるいは記者会見等できちんと発言をしているつもりである。だから、ただ、

説明不足と言われれば、そこはそうかなと思って困惑をしておりますけれども、今後、そういったことにならないようにはしたいというふうに思っております。

したがって、これは3点目の質問にも入りますけれども、基本的に何をとりかということ、災害時、あるいは環境時、私は首長の政治的判断、行政的判断として災害時をとりたい。しかも種々、議会あるいは市民の声がありますので、それを尊重して、こういった発言を演告、あるいは議会、質問の場で私の口から自分の言葉で申し述べている次第であります。

最後の総務部長の見解については、総務部長から答弁をさせます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

9月議会に組み替えるというような答弁をしていたと思います。そのときは、当初予算では下取り価格1,200千円を差し引いて予算化をしていたところでございます。備品購入費の方に3,222千円ということで計上しておりました。

今回、考え方を変更いたしましたのは、今市長がおっしゃいましたように、当初予算に計上している備品購入費の3,222千円の枠内で購入したいという判断を受けまして、今回、歳出については組み替えをしていないと。ただ、6月の当初予算で議決していただいた予算内で購入するというところでございますので、先ほど申しましたように、歳出での補正予算はお願いしてございませんけれども、歳入については、オークションで処分しました金額を市長優先車購入の財源に充てたいということで、一般会計に組み込んで充当するというところを明示しているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

1点、私の方から答弁漏れがありましたので、済みません、再度答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、私が具約に、これは早くやりたいということで、6月の議会で、こういった災害対応プラスハイブリッドということを宣明した次第であります。これにあわせて、手段たる予算をどうつけるか。これは私どもが提案をし、議会が議決をし、なおかつ、それを執行するということは、もう一回ブーメランのように我々の方にはね返ってまいります。したがって、私は今回の予算のあり方は、私は不正常的形ではないというふうに思っています。一つのあり得る、一つの方策だというふうに思っております。

予算には2種類あります。一つはボトムアップで積み上げをして、きちんと審議会等に諮りやるやり方と、もう一つが、首長が公約、あるいは議会の質問に対して、こういったこと

をやりたいんだ、やるんだと。それに対して手段たる予算がそこについてくると。したがって、この2種類を考えた場合に、私は後者の場合だと思っておりますので、私は、説明不足の部分はあったかもしれませんが、予算の手續等では私はおかしくないというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私の勘違いだったのか、事務方のレクチャーのときに、私がそういうふうに誤解してとったのかもしれませんが、私はトータル的に安いと。そのガソリン代の金額も多分言われたと思うんですね。そしたら、そういうのがなければ、金額を言う必要もないわけなんですよね。だから、金額を言うから、ああ独自に計算をされて出してあるんだなと。だから、賛成をしているわけなんですよね。だから、その辺について、全くそんな経済性はないのか、そこについてもう一回お聞きします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

多分ハイブリッドカーと前市長車のことで比較をして、私の方でお答えしたと思えますけれども、CO₂の削減効果とかしまして、最終的に、今議員おっしゃいますように、私の方からは約760千円程度は10年間で効果が出るということを説明したことを申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

だから、760千円安くなるというのが安くないというわけですよ。だから、新しく買った車が1,000ccなのか何ccなのかわからないんですよ。だから、私が今回言いたいのは、次に買う車が何の何ccで、こうなんですよと。それがないと、最初賛成したときからつじつまが合わなくなるんですよ。だから、私はいつも言っていますけれども、今度どがん車を買おうとしているのか。それが本当にいいのかどうなのか、そこを聞きたいわけですよ。だから、ここの比較で次の車を既決の範囲内で買うと言うけど、どういう車かわからないんですよ。

執行の範囲内というのは、安いハイブリッドカーを買えば、中古のハイブリッドカーを3,000千円で買えば、趣旨の範囲内ですよ。しかし、趣旨が違うんですよ。賛成した皆さんの、賛成討論をした議員の趣旨とは全く違うんですよ。だから、その辺が高くないかお聞きしたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

前回の比較の場合には、旧武雄市長車とか、既存の北方の町長車とか、そういうのと比較して、多分、今議事録見ましたら、500千円から700千円の効果があるというふうに答弁をさせていただいております。ただ、今回はまだどういう車を買うかと。あのときは見積もりを一応車種を限定してとっておりましたので、いろいろ比較できましたけれども、今回まだどれを買うということは決めておりませんので、その比較はしていないところでございます。

議長（杉原豊喜君）

それでは、第93号議案に対しても通告がっておりますので、通告順に質問を許可したいと思います。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

通告した質問に入ります前に、関連して一言だけ言っておきます。

確かに、宮本議員先ほどから言いましたように、賛成する理由、反対する理由、それぞれが本会議場で委員長報告を通じて、全体の認識が高まっていくわけですね。どうするか態度が決まっていく。そうした場合に、分割付託というのがそのいい場合が多くて、これまでずっと議会運営がなされてきていますね。ところが、分割付託で具体的に審議する際に、その委員会に入っていないほかの議員、私も総務委員会には入っていませんけれども、認識の差がかなり出てくると。そこをどう埋めるかというのは、全議員に対する資料の配付、あるいは委員長報告をかなり詳しくやる、そういうことを通じて総務常任委員会での審議の中身がよくわかる。それに対して、市民の立場から見ても賛成できるのか、市民にとってプラスなのか、マイナスなのか、そういう立場から反対をし、あるいは賛成をしという議論をしていくわけですね。そこら辺の改善策を、ぜひ議長と議会運営委員会にもお願いをしておきたいと。けさの議運で言いましたけど、そのお願いをしたいと思います。

先ほど市長が、本会議では金額について言っていない、どれだけの削減効果があるかというのは言っていない。しかし、燃費の問題から見ましても、あるいはCO₂、環境に優しいという立場から見ましても、ハイブリッドカーが必要なんだと。これは本会議に載っています。その市長の意向を受けて、例えば、既存市長車と新市長車の比較、これはきょうもらいましたけれども、こういう資料を提出されておるわけですね。ほかの議員には提出されていません。したがって、今、部長が言った769千円の10年間すると、これだけ安くなりますと。ああ、そうなのかとなりますね。あるいはCO₂についても書いてあります。

もう一つは見積書、これも総務常任委員会に出されております。それからもう一つは、市長が言うハイブリッドカー、災害時に対応するハイブリッドカーです。私は初めて、申しわ

けない、努力が足りなかったかもわかりませんが、これが当初考えられた4,500千円のハイブリッドカーですね。これも総務常任委員会に出された資料ですね。そうすると、これは乗用車でしょう。4,500千円のハイブリッドカー、これを買うんだと。それで、足りない分については9月に補正をするんだということで、先ほど指摘されたとおりです。そういった意味では、最終日の本会議で討論、採決があるわけですから、総務常任委員会に所属していない、これは大いにあり得ることですからね。執行部の方としても、あるいは議会の取り扱いとしても認識を一致させる、近づける、そういう努力を、議長の方の取り計らいを改めて要請しておきたいというふうに思います。

質問に入ります。

第93号議案の市債について質問をしておきたいと思います。予算説明書でいきますと8ページです。

今回、ページの8ページですけれども、歳入で市債495,900千円、これが合併特例債として、いろんな事業内容を説明した上で出されております。この495,900千円というのは、従来の土木債、あるいは義務教育債、こういったものを合併特例債に組み替えて予算が計上されております。

そこで、一つの質問としましては、合併特例債、これは有利な制度だということで合併協議会でも、あるいは旧武雄市の、あるいは山内町も北方町も一緒でしょうけれども、どういふふうによりなのかという論議は深められてきたんだろうというふうに思うんです。最終的な市長の判断として合併特例債、今回は495,900千円。そこで、従来の土木債、あるいは義務教育債 正式には、これは義務教育施設整備事業債、これが146,300千円、合併特例債の225,900千円に組み替えられていますね。総体的に見ていくと、先ほど言った金額ですけれども、この8ページの予算から見ますと、利率は年4%、従来は6%以内と書いてあったですね。あるいは、これが今度4%以内というふうに書きかえられていますね。それから、償還期限についても、これは細かくこれから検討されていくんでしょうけれども、従来は、合併特例債を借りた方が有利なんだと。それは全体の事業費の95%の起債が合併特例債で認められる。そのうちの70%は交付税で後年度負担があるんだと。これはわかります。じゃ、自治体の負担はどうなっていくのかと。95%の残りの5%が自治体の単独で出さなきゃいけませんね、事業費としましてね。交付税で措置されるのは70%ぐらいだろうと。ですから、95%の70%が後ほど交付税で措置されていくんだと。事業が基準財政需要額にカウントされて、それで交付税措置されるということですね。そうすると金利がどの程度なのか、4%以内というのはわかりませんから、それが一つ。そういったことを含めて、どれがどういふふうによりなのか、改めて、これは財政ですか、答弁をお願いしたいと。といいますのは、結果的に33.5%は地方自治体の負担なんですよ。借金も返さなきゃいかん。どういった意味で有利なのか、説明をしていただきたい。

もう一つは、今度交付税の算定が変わってきますよね。国の方針としては、三位一体改革で、交付税が本来ならば財源調整、それから財源の確保、そういった地方交付税の本来のあり方が根本的に変えられる。面積と人口によって変えられる。算定が変わっていくということ想定した場合に、普通はこれまで合併すれば交付税は従来どおり変わらないんだというのが政府の、特に総務省を含めて市長がおった総務省は徹底的に宣伝したでしょう。合併しても交付税は下がらねと、10年間はというのを。だれの責任かわかりませんが、そういう宣伝をしてきて、実際には一昨年、昨年、地方分権の名のもとに、まず交付税がターゲットになって引き下げられてきているということなどを考えてみますと、果たして合併特例債で借金を後世に残す、そして、国が70%交付税で措置する。今の時点で果たして有利なのかどうかという心配があります。そういう点では、トップである市長の見通しも含めて、具体的には、この二、三年で結構ですから、交付税が北方、山内、武雄合わせて、あるいは旧武雄市でも結構ですけども、従来どおりの水準で基準財政需要額から基準財政収入額を引いて交付税というのは措置されていくわけですから、これが補助金がなくなって、交付税で一般財源に繰りかえられてきますね。交付税になってきていますね。そこら辺はどちらが有利なのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つ言っておきます。3回しかできませんから。

もう一つは、93号議案の中で歳入の4ページ、予算説明書の4ページですね。これは教育委員会に答弁をお願いしていました。これの6目の教育費県補助金、これが全体として1,854千円、スクールアドバイザー事業補助金のカット、「オンリーワン」のさが体験活動支援事業補助金、これが970千円、これが減額されていますね。そして、今までは、これも3年前ですか、急遽、総合的な学習の時間から急にオンリーワン事業というのが県から来まして、かなり現場で混乱されたというのを聞いております。県がオンリーワン事業に関して言いますと、970千円減額したということは、オンリーワン事業の内容の変更が伴うのか、あるいは、クラスがそれだけ減ったのか、そこら辺を説明していただきたい。

しかし、クラスが減ったわけじゃないというのは歳出を見ればわかります。歳出では、逆に430千円の減額になっていますので、この差、540千円というのは市が単独で、一般財源で補てんしなければいけませんね、事業規模が変わっていないとすれば。そこら辺の県の減額理由、そして、武雄市がこの分540千円を補てんしていますので、そこら辺の経過を説明していただきたいというふうに思います。まず、この2点、答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

オンリーワンの事業でございますが、これは平成16年度から始まった事業でございます、

古川知事さんの肝いりで始まっております。本市もこの事業に乗っかって、校区ごとにテーマを決めて取り組んでいる事業でございます。

それで、この事業は全額県の補助事業で取り組んでおります。今回、減額をいたしておりますのは、一つはクラスに対する補助単価が削減されてきたというのが一つの理由です。もう一つは、対象のクラスが去年より1クラス減りましたので、それによる減、この二つの理由によるものです。

ちなみに、県の補助単価ですが、平成16年度段階では、小学校も中学校も148千円ちょっと、端数がつきますが、そういう数字であったわけですが、平成17年度では小学校が140千円、それから中学校が110千円、それから、18年度になりまして、小学校が110千円、それから、中学校では90千円、こういうふうなことで補助単価が減ってきております。

この補助単価が減った理由というのは、スタート段階ではいろんな備品類、あるいは消耗品類が必要だったわけですが、それが事業を重ねることによって、そういった経費が年々要らなくなってきたというのがまず1点目の理由です。それから、二つ目の理由は、講師を招聘してやるというようなことが多いわけですが、これについても地元、あるいは先生での対応、そういった形で、その招聘の費用が少なくなってきたというのが二つ目の理由。それからもう一つは、3番目が県の方の財政的な事情でというのが三つ目の理由です。最後が一番大きいかと思えますが。

これに対して、補助単価が減になった関係で、事業費も当然減ってきているわけですが、各中学校、小学校とも、この県の補助事業費の中でやりくりはやっているところでございまして、特に県の補助金が減ったからということで、事業に支障が出てきたというようなことはございません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、金利でございますけれども、これについては今回議決をいただいた後、縁故債等で検討するということになりますので、今のところ具体的な金利については確認をしておりません。合併特例債の方がなぜ有利なのかということですが、まず、充当率につきましては95%と。通常ですと75%でございますので、この充当率について、まず特例債の方が有利であると。交付税算入についても95%、70%ということで、通常の市債類はこれを上回るということはございませんので、いずれにいたしましても特例債の方が有利であるというふうに考えております。

それから、算定がえの件でございますけれども、合併した場合、交付税の算定に当たりま

しては旧市町単位で算定する、交付税算定がえの措置が講じられますので、有利となるということでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

交付税のあり方について、私の見解を申し上げたいというふうに思います。

交付税は、総体としては減っていくもんだというふうに認識をしております。これは何も交付税だけじゃなくて、個々の補助金もそれに呼応して減っていくといったことが、今回の小泉総理あるいは、次に引き継がれる安倍新総裁でしょうか の基本的な見解であると認識をし、総務省も同じことを内々にはもう言っています。

したがって、この時点で本当にこれが有利かどうかということに関して言うと、それはどうかなという部分はあります。今まで決まっていたことが、ここ二、三年でころっと覆るわけですね。だから、また、これがころっと覆るぎんだ、今言いよることが本当に妥当性があるかどうかというのは、基本的にはわからない。しかし、それが、そういう状況の中で、計画を立てないということは、これまた無計画のあらわれだというふうに思っておりますので、今、総務省、あるいは全国市長会から話のある、その中で計画を立てなきゃいけない。これは武雄市だけではなくて、他の自治体も同じであろうと考えておりますので、こういった今回の予算の計上をしている次第であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長答弁の中で、ころっと変わると。ころっと変わってもらって一番被害を受けるのは地方自治体なんですよ。ただ、県の補助金にしろ、先ほど答弁ありましたけれども、古川知事が16年にオンリーワン事業をやるんだと。これは6月の県議会ですよ。それで、16年度事業を具体化せると。現場では総合学習の時間でいろいろ検討した内容が、オンリーワンに切りかわったと。とてもじゃないが現場は対応できないという声をたくさん聞いてきました。

そして、今度は、クラス減も主な理由の一つですけども、主な理由は教育部長が言いましたように、県の財政事情だと。県の財政事情で18年の9月の補正ですよ。当初じゃないですよ。540千円という、財源から繰り入れをせにゃいかんでしょ、従来のオンリーワン事業の水準を維持しようとするよ。県の事情がころっと変わって、540千円を武雄市が出さなきゃいかん。これは17年から18年にかけての県の補助金、全部出してもらいましたけれども、1億円近い補助金のカットがありますよ。結局、国から県、地方自治体への交付金が 交付税の問題は、3年間の間にどう変わったかというのは、ちょっと関連して質問しましたけれども、わかれば後で教えてください。交付税の水準がどう変わってきている

のか。ふえることはありませんね、減ることはあってもね。でしょう。それを後で出してください。そこら辺はこころ変わってもらっちゃ困るんです。国も県もですね。ですから、いわゆる地方六団体も、国に交付税に関しては強い要望が出されるのは当然だろうというふうに思います。

そこで、次の質問ですけれども、7款1項3目の観光費1,000千円、これは武雄市お祭り振興会補助金として1,000千円計上されております。ここで質問をしておきたいんですけれども、1,000千円が観光費に9月に補正として出される。その中身を見ますと、武雄流鎗馬の観覧席設置に対する補助金と。観覧席は幾らつくってましたかね。ちょっとメモとかんやったですね。後で答弁ください。そして、観覧席1席について1千円で買ってもらおうと。ここまで市が予算のレクチャーのときに説明があっていました。お祭り振興会に1,000千円補助する。お祭り振興会としては、その1,000千円を使って観覧席をつくる。特別観覧席みたいなものですね。そして、1千円で買ってもらおうと。これは初めてですよ、1千円で観覧席を買ってもらおうというのは。それだけ流鎗馬が全国区でグレードアップしてきているということが背景にあるのかどうかわかりません。していくのだということがあるかもわかりません。しかし、これまで流鎗馬を主に担当してきたのは、八並であり下西山であり、武雄区であり、そしてまた、いろんな子供クラブの子供みこしも前はあっていましたよね。そこを見に来る人たちのお客さんの差別化につながるんじゃないですか。1千円出す人は特別観覧席で、三の的を中心にいきますので、一の的、二の的、三の的、一番成功率が高いのは三の的でしょう。そこに特別観覧席をつくる。お客さんは特別観覧席があって、1千円払った人はそこで、払っていない人は周りです。これは昔のいわば伝統的な文化として、武雄町内、甘久も含めていろいろ努力をされてきた背景があるんですよ。こういった保存会には、市は補助金を出せませんよね。保存会に市が補助金を出さないということは、結局神事でしょう、五穀豊穰を願う、あるいはいろんな伝統、いわばかつてのいわれがあるんでしょうけれども、神事の一環ですから、保存会や流鎗馬そのものについては補助金を出せない。お祭り振興会に1,000千円出す。それで、観客を、余り使いたくない言葉ですけれども、結果としては差別化することにつながっていくのではないかと。初めて取り組まれることですので、その1,000千円、100人に1千円で　そげんなりませんね。いずれにしても、1千円で売ったお金というのが膨らんで、お祭り振興会に返ってきますね。そこら辺、見通しはどう考えておられるのか、出していただきたい。

ですから、この質問に関しては、直接流鎗馬保存会には補助金を出せない、これは神事だから出せないと。政教分離の原則から出せない。お祭り振興会には出す。お祭り振興会は1,000千円もらって、それを原資にして観客席をつくる、その収入が1,000千円を上回るかどうかわかりませんが、そこら辺はどういうふうに見通しをつけておられるのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、ことしの秋祭りでございますけれども、お祭りを市民のお祭りとしてこれまで以上に盛り上げたいということ、それから、この伝統あるお祭りを武雄のブランドとしてPRして、もっと市外のお客さん等にも多くの人に見ていただきたいということで、今回、特観席を設けたいということで予算をお願いいたしております。

この中で、議員さっき申されましたように、席として幾らつくるのかということでございますが、今回、特観席220席、それから、パイプ席を150席ということでいたしております。その特観席の使用料につきましては1千円ということで、議員御紹介いただきましたけれども、最初に申し上げておきますけれども、まだ勉強会等の折では、1千円程度で検討をしたいということで我々は考えておまして、今回、500円ということで積算をいたしております。

この特観席につきましては、いろいろ賛否はあるわけでございますけれども、八並、それから下西山、武雄区等の神事をなさる方につきましても、この特観席の設置については御賛同をいただいております。

それから、もう一つ、収支についてどう見ているのかということでございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃったように、この特観席の設置費に1,000千円ということで、これはお祭り振興会の方に補助金としてお願いをいたしております。このお祭り振興会の中で1,000千円を使って特観席をつくるわけでございますが、使用料につきましては220席を予定いたしております、これを500円ということで、110千円の収入を現在のところ見込んでおります。この1,000千円の使用料に対して110千円の収入増があるわけでございますけれども、これにつきましては、今後精算をするのか、翌年度のお祭りの特観席の分で繰り越して、翌年度に使用するのか、その辺は結果を出してから検討いたしたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

額のあり方なんですけれども、基本的には、これは大幅超過ということになりますけれども、私は、これは一つはPRの宣伝費の意味合いを込めて、今回の部長の先ほどの答弁を支持したいというふうに思っております。というのも、せっかく、物すごく見たときにいいというふうに、私も小っちゃいころから見えています。それが福岡とか、あるいは東京、大阪で言っても、だれも知らんわけですね。私は、ある意味、今回の流鏝馬というのは、私も深く

かかわってきた岸和田のだんじりであるとか、あれに私は匹敵するものだというふうに思っています。多くの人たちにまず知っていただくといったことから、今回の観覧席の話をした、これを答弁に付言して申し上げたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

交付税算入額の件でございますけれども、交付税算入額につきましては、事業費補正等が入っていると、交付税算入額そのものが下水道、それから、義務教育等々で率が相当違うというようなことで、具体的な額としては手持ちにございませんけれども、交付税そのものの推移についてお示しをしたいというふうに思います。

まず、平成15年度決算でございますけれども、約6,684,000千円。平成16年度決算で6,474,000千円。平成17年度決算で6,535,000千円というような推移になっております。ただ、今後ともこの交付税につきましては、三位一体等で交付税のあり方が流動的でございますので、具体的な数字としては非常につかみにくいというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

通告順で。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は4点通告していたんですけれども、1点の飛龍窯につきましては常任委員会の方で質問させていただきますので、3点について質問します。

まず1点目は、先ほど22番議員からも出ました市債、合併特例債の関係でございますけれども、この合併特例債の扱いにつきましては、1市2町の合併前のときにも相当議論がされましたし、いわゆる合併特例債を活用しての扱いにつきましても、今後の返済等もあり、有効な使い方についても、いっぱい額の176億円はいかなものかということで、大体話を伺えば、86億円程度を10年間で扱っていきたいということがありました。

あわせて、当時質問した中で、合併特例債のあり方でいわゆる地方交付税、交付税措置がされるという中で、実は交付税措置の全体を見た場合に、基準財政需要額の中で、品目の中で、その適用項目の中で、その合併特例債の扱いで、その他の項の需要額の中身が、ややもすれば制限、減額されるんじゃないかという不安感も実は出ていました。そういう中で、実は今回、別紙で先日、平成18年度合併特例債活用予定事業一覧表というのをいただきました。確かに今回平成18年度、トータルとして18年度予算計上が1,227,000千円計上されている中で、単純に計算して70%として855,700千円というのが起債額として計上されているんじゃないかと実は理解しているんですけれども、今回、9月議会で、先ほどありました496,900千円という市債がありますけれども、今回お示しいただいた、この平成18年度合併特例債活用予定事業の中で35件示してありますけれども、今回の9月議会での適用は、この35件の

うちにどの項目なのか、もう少し詳細にお示しをいただきたいというのが1点です。

あわせて、2点目です。

実はこの歳出の項、いわゆる9ページですけれども、2款・総務費、1項7目です。これは80号議案との関連もありましたけれども、実はこの目の項に災害対策費として予算計上が、議論したときには195千円ですかね、提起をされています。この9ページの7目・災害対策費195千円が、実は説明欄では国民保護協議会委員報酬というのがありましたね。これで13名の3回とかいう提案がされたように思うんですけれども、いわゆる今回、国民保護法というのは、いわゆる災害対策基本法とは異なるわけですね。いわゆる国民保護法と言われるのが法定事務であり、災害対策法は自治事務だという説明がありましたけれども、まず、基本的に、ここで言う災害対策費という項目が、災害対策基本法との同一用語なのかどうか、お尋ねしたいというのが二つ目です。

三つ目は、これは先ほどちょっと説明を私聞き漏らしましたけれども、10款・教育費の5項2目の中で、「宝石箱コンサート」実行委員会補助金というのが計上されていますけれども、この宝石箱コンサートにつきまして、もう少し説明をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

まず、私の方から2点御答弁させていただきます。

まず、今回の合併特例債のことで、どういう事業があるのか、また、各年度の予定額等でございますけれども、今回、まず35件のうちに勤労者福祉会館、それから積立金、これについては今回、特例債は適用しておりません。33件を最終適用したということでございます。

まず、合併特例債を活用できる事業についてでございますけれども、これは道路整備事業や学校改築事業、消防施設事業、その他合併に伴う必要な施設整備事業が上げられます。具体的には、今後、総合計画とか事務事業計画で用途を定めることとなりますけれども、年次の金額等の計画についても、今後の計画というふうになります。ただ、18年度の予定総額につきましては、約11億円を計画しているところでございます。

今回の補正の予算額でございますけれども、補正予算9ページにつきましては、変更額、変更分として六つの事業、合わせて252,500千円を減額補正しております。議員おっしゃいましたように、事業内容として、特例債の関係では7ページから8ページに上げておりますけれども、起債総額として748,400千円、それから、先ほどの252,500千円、これを差し引きまして、今回、補正といたしましては495,900千円を計上させていただいているところでございます。

それから、災害対策費でございますけれども、同義語かということでございますけれども、あくまでも予算費目として災害対策費に計上させていただいたということでございます。

内容的には、基本的な計画の中身でございますけれども、防災計画とほぼ似たような感じになりますけれども、国民保護計画につきましては、いろんな武力攻撃、それから、緊急対処とか、そういった面で通常の防災とは異なった業務になります。ただ、委員の費用といたしましては災害対策費の費目の方に計上させていただいたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

教育費の中の宝石箱コンサートでございますが、これはことしで第10回を迎えます。従来は北方公民館の直接の事業という形で取り組んできたわけでございます。それで、18年度の本予算につきましても、従来の形で予算を計上しておったわけですが、地元の皆さん方で実行委員会をつくっていただいて、その実行委員会という形の中で取り組む事業をやる、取り組むという形の方がいいんじゃないかということで、お話をして、もう実行委員会はスタートしておりますが、そういうことで予算を組み替えて、補助金という形で3,000千円計上をいたしております。トータルでは変わりません。

それで、内容的には、10月7日に宝石箱コンサートというのをやりますが、それ以外に映画の鑑賞会、それと、出会いと夢コンサート、そういった事業に取り組むということにいたしております。10月7日は北方の公民館にあります文化ホール、この中でオペラアンドパペットという形でソプラノ、あるいは人形劇、そういったものを見て楽しんでいただくということでしております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど総務費の関係で、災害対策費の説明がありましたけれども、実はこれは国民保護法に基づいて計上された分なんですよね。そうした場合に、この間の説明の中では、国民保護法の関係と防災関係との相違点ということで、費用負担は防災保護は市町村が行うが、国民保護関連　もちろん大きいもの、小さいものあるでしょう　は国の負担というふうに実はなっているわけですね。額の195千円が高いか安いかは別にしても、問題は適用の仕方です。この項の9ページ、いわゆる款項目のこの項の中で、補正額の財源内訳ということで、国、地方その他抜きにして、一般財源で195千円を計上されています。さっきも言いましたように、この額が大きい小さいかじゃなくて、基本的な適用の仕方、財源のあり方について、さっき言いましたように、防災と国民保護は違うんよと言いつつ、費用負担につきましても、今後の問題もありますけれども、当然、国と市町村が受け持つ扱いが違うということがずっとこの間言われてまいりましたので、この予算計上の扱いについて実は質問したわけです。御答弁をお願いします。

あわせて、先ほど申しました合併特例債の関係で、18年度につきましては、先ほど11億円という計上が出ました。11億円と出ました。先ほど示された資料の中で、9月議会でちょっと私どもが精査できんもんですから、さっき言いましたように、33件すべてを、この項目すべてが今回適用されて、実は事業として起こされるのかということを確認した分です。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

まず、費用の件でございますけれども、確かに国民保護法と防災対策は自治事務、法定事務という大きな違いがございます。ただ、今回計上させていただいておりますのは、国民保護協議会で、国民保護計画を策定していただくというための委員の報償費として計上させていただいております。こういった計画づくりの人件費等については市町村が見ると。ただ、武力攻撃、それから、緊急事態等が発生した場合には国、県等の指示を受けながらいろんな活動をするわけですが、そういった費用については、基本的に国が見るところでございます。

それから、今回の特例債の活用事業でございますけれども、先ほども申し上げましたように、35件のうちに勤労者福祉会館改修事業、それと、地域振興基金造成事業、この二つを除いた33件すべてを9月で計上させていただいております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

3回目ですが、先ほど言いました総務費の災害対策費です。ずっとこの間質問してきたのが、国民保護計画と災害援助法に基づく防災会議とか、さらには、もろもろの項目がある分とは異なるんですよと、ずっと言われてこられました。この間、災害に基づく防災会議を設置したり、災害対策基本法等々があって、その中で運用もされてきましたし、また、同等の会議、また、協議会等も設置されています。その中で、ある部分と国民保護法とは財政面も含めて基本的に私は違う、国民保護計画をする時点から既に国民保護法にかかわってくると思うんです。国民保護法にかかわったベースとして、各地方自治体を含めて保護計画をつくりなさいというのが国の指導なんですね。それに基づかない計上の仕方は私はないと思うんです。

ですから、先ほど言いますように、保護法に基づいて保護計画をつくると。そして、それに基づいて、協議会委員の方々に諮問して、最終的には3月議会でも説明の報告をしたいというふうな行程表があるわけですね。そういう意味では、この保護法に基づいて、さっき言いましたように、国の負担というふうになっている以上、計画を作成する段階から既に保護

法に包括されているんじゃないですかということを質問しているんです。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

国民保護と緊急災害の分け方、差、災害の分け方ですね、一般の。これはパネルを使って私の方から説明をした次第であります。あくまでも法であるとか考え方は分けている。しかし、予算が全く別に分離しているということは申し述べたつもりもありませんし、それと、もう一つ、考え方を言うと、基本的には武雄市の国民保護計画をつくるに当たって、私は基本的には考え方の整理として、これは市が出すべきだというふうに思っています。というのも、これまで国とか県が一番原則的なところまで出すというのは、ちょっとこれはどうかなというふうに思っておりますので、そういった制度の面、あるいは心情的な面から、今回の予算の計上のあり方を私は妥当だというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

1点だけ市長に、総務委員会に付託されますので、関係ですけれども、市長に一言。先日ちょっと聞きそびれましたので。

先ほどと同じ補正予算の9ページの国民保護協議会の件に関してですが、今回、条例をつくるということで、市長は武力攻撃事態等法律に関して4点あると。一つ目に着上陸攻撃、二つ目にゲリラ特殊部隊、3番目に弾道ミサイル問題、第4番目に航空機攻撃の問題。私は、本当に戦後生まれの人間ですから、こういう攻撃が平和を希求する日本にとって、本当に残念だなという思いです。まして、地方政治の議会に携わる一人として、こういう法律を受託事務として国が示して、地方がこういう条例をつくっていくと。本当に残念でなりません。市長として、こういう全体の問題でどういう認識なのか。政治家とよく答弁いただいておりますので、政治家として、こういう今の政治情勢についての認識、当然、市長もそういう時代はあってほしくない、いわゆる平和を希求するための外交努力、これは当然だという前提でお話しされました。もう一回お尋ねです。と同時に、非常に私はこれ、議案に対して、支出するわけですから、私はこういう条例を提案してほしくないという立場で質疑、予算に関連していいわけですので、御答弁願いたいと思います。

それは、ある大臣が、非常に北朝鮮様様だという今日の世界の情勢を見て、そういうときに最近ある動きがありました。山形で著名な政権与党の国会議員の自宅が放火されました。まさにこれはテロではないでしょうか。これに対して、時の政府の代表者が見解も述べないと。こういう国民の被害、保護のもとで、テロに対する表明もしない。これは本当に私は

政治が逆さまじゃないかなと。そういうときに地方にこういう形で、国が、さも方向で条例をつくれということで提案されていると。そのことについて、市長について認識を改めて問うておきたいと思います。よろしくお願いします。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

議案質疑範囲内での答弁を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

議案質疑内での答弁をさせていただきます。

まず、国会議員への放火事件であるとか、あるいは、これに関連してこの条例が関係あるかということに関しては、私はこれは関係ないというふうに思っております。平和を希求する動きであるとか、それが一番最初に大事だと思います。

ただ、今回の条例で私はよかったと思っているのは、やっとこれで何かあったときにすぐ動けるという体制ができたというふうに思っております。法治国家として、あるべき姿がやっとできた。これはドイツとか、あるいはイタリアとか、そもそも論としてもうあるわけですね。法律から条例から、あるいは規範に至るまで、それがあつたわけですね。今まで日本にそれがなかったということ自体が私は異常な事態だと思っておりますので、今回はそういった意味ですぐ動けると、すぐ対処できるといった意味で、これに法律、条例にのっとって動けるといった観点から、私は非常によかったというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第2．第94号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第94号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書の1ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,382,034千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算説明書で主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、3ページをお開きください。

7款．共同事業交付金、1項．共同事業交付金、2目．保険財政共同安定化事業交付金、1節．保険財政共同安定化事業交付金は、本年10月1日から実施される保険財政共同安定化

事業にかかわる交付金でございます。これについては、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、300千円を超える医療費について都道府県単位で行う市町村が連合会に拠出する保険財政共同安定化事業を創設されるものでございます。これについては、先日お手元に、条例とそれから予算についての参考資料を差し上げていますので、ごらんいただきたいところでございます。

その参考資料の2ページから、この制度の概要を差し上げております。

2ページでございますが、制度について述しているところでございますが、(1)については、従来から高額医療費共同事業分として700千円を超える高額医療費が対象でございましたが、本年4月から800千円に引き上げられているところでございます。

それから、(2)という表示がされている部分、これが本年10月から実施されます保険財政共同安定化事業分で、市町村が各都道府県の国保連合会に拠出し、財源を共同でプールし、発生した事業費に応じて交付金として交付されるものです。

資料3ページに、事業の対象となる医療費について、現行制度と新制度の比較図を示しています。現行制度が拡充され、レセプト1件当たり300千円を超える医療費が対象となり、交付金は80千円を超える部分の59%から、高額医療費共同事業の交付金を差し引いた額となります。

次に、第9款・繰入金でございます。

1項1目1節・繰入金について、医療制度改革関連法案の中の少子化対策の一環として、本年10月1日から実施される出産育児一時金の繰り入れであります。金額は、支出見込み額の3分の2を計上いたしております。

続きまして、2項1目1節の基金繰入金でございます。武雄市国民健康保険基金からの繰り入れでございます。

4ページをお開きください。

10款の繰越金でございます。平成17年度からの繰越金であります。前年度の医療費等の増加により、減額補正をするものであります。

次に、歳出でございます。

5ページをお開きください。

2款・保険給付費についてでございます。これについては先ほど説明いたしましたとおり、出産育児一時金でございます。

次に、5款・共同事業拠出金については、先ほど説明いたしました保険財政共同安定化事業に係る拠出金でございます。現状では、交付金と拠出金は同額といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第94号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉生活常任委員会に付託をいたします。

ここで1時10分まで、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	13時10分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第3．第95号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第95号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、17年度決算による繰越金の額の確定と、川内地区の起債充当率の変更及び国の2次補正による増額分を計上させていただいております。

それでは、予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,349,838千円と定めるものでございます。

4ページの第2表は、農業集落排水事業に対する下水道事業分及び辺地対策事業分の起債について、目的、限度額、方法等を定めるものでございまして、今回、下水道債、辺地債それぞれ限度額を引き上げさせていただいております。

それでは、予算の内容につきまして、予算説明書3ページから御説明いたします。

歳入の3款1項1目．農業集落排水事業補助金15,150千円は、川内地区に対する国の2次補正による污水处理施設整備交付金でございます。

5款1項1目．一般会計繰入金と、6款1項1目．繰越金につきましては、17年度決算により21,391千円の繰越金が確定しましたので、今回の国の2次補正分の一般財源と相殺し、組み替えるものでございます。

4ページ、8款1項1目．農業集落排水事業債は、川内地区の充当率がこれまで補助対象分は90%、単独分は95%でしたが、それぞれ100%に変更になりましたので、今回の追加補正分と当初予算に対する充当率変更分を20,100千円計上させていただいております。

次に、5ページの歳出について御説明いたします。

1款1項2目．事業費でございますが、補正額は、国の2次補正分30,300千円を計上させていただいております。内訳は、処理場からダム下流までの放流管工事と、集落内の管路

工事の30,000千円、事務費として需用費の300千円でございます。

2款1項1目・元金6,560千円は、旧山内町の農業集落排水事業に係る縁故債の償還金でございます。旧山内町では、これまで縁故債を4月借り入れ、5年償還、据え置きなし、元金均等、年1回4月償還という方法がとられておりましたので、ことし4月借り入れ分については、当初予算に償還元金を計上しておりませんでした。今回の借り入れから、他の地方債と同様に償還方法を年2回、9月、3月に変更しましたので、今回補正をお願いするものです。

2款1項2目・利子につきましては、5月に借り入れが済み、償還額が確定しましたので、補正をお願いするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第95号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4・第96号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第96号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

公共下水道事業につきましては、平成19年度一部供用開始を目途に、現在、終末処理場建設工事と、県総合庁舎付近の幹線管渠布設工事を施工しているところでございますが、今回の補正は、17年度決算による繰越金の額の確定と、管渠工事において発生しました入札減に伴う予算の組み替えを計上させていただいております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,805千円と定めるものでございます。

それでは、予算の内容について、予算説明書の3ページから御説明いたします。

歳入の2款1項1目・一般会計繰入金と、3款1項1目・繰越金につきましては、17年度決算により457千円の繰越金が確定しましたので、組み替えるものでございます。

次に、4ページの歳出について御説明いたします。1款1項1目・公共下水道事業費でございますが、県総合庁舎付近の幹線管渠工事で約30,000千円の入札減が発生しましたので、そのうちの20,000千円を管渠詳細設計業務委託料に組み替えるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第96号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第97号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第97号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

今回、武雄北部土地区画整理事業の補正内容は、事業として市役所前の中央公園整備工事費として5,800千円と、土地区画整備事業に伴う移転家屋の代替地として、旧武雄法務局跡解体造成工事の整備費としまして2,000千円の、合計7,800千円の補正をお願いいたしております。

2ページ及び3ページの第1表につきましては、土地区画整理事業特別会計の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,800千円増額し、それぞれ321,476千円と定めるものでございます。

4ページの第2表につきましては、当初、充当率75%の一般単独事業債で借入れを計画しておりましたものを、充当率95%の合併特例債による借入れに変更するものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算説明書の3ページから御説明申し上げます。

歳入では、1款1項1目．国庫補助金を2,320千円増額で計上し、3款1項1目．一般会計からの繰入金金を37,030千円減額計上し、4款1項1目．繰越金を25,310千円増額し、6款1項1目．市債の土地区画整理事業債90,100千円を合併特例債107,300千円に組み替え、17,200千円の増額となり、歳入合計7,800千円の増額となります。

次に、5ページの歳出でございます。

1款1項1目．武雄北部土地区画整理事業費、15節．工事請負費に中央公園整備工事の今年度分完成費として5,800千円と、旧法務局跡地造成工事にアスベストの除去費として2,000千円の歳出合計7,800千円の増額となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第97号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6 . 第98号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第98号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,562,241千円を追加し、歳入歳出予算総額を15,402,522千円とするものでございます。

それでは、歳入予算から補正予算説明書に沿って説明させていただきます。

予算説明書の3ページをお願いいたします。

1款1項2目の車券発売金では、6月に開催しました開設56周年記念競輪が、当初の売り上げ目標を大きく上回ったことによる1,477,525千円の増額と、鹿児島市内に計画しております前売り専用場外発売所の天文館サービスセンター開設に伴います発売金45,000千円、合わせて1,522,525千円を追加いたしております。

第2款1項1目の繰入金では、競輪事業基金繰入金180,000千円を減額いたしております。

第3款1項1目の繰越金では、前年度繰越金の216,566千円を追加計上いたしております。4ページでございます。

第4款1項4目の雑入では、天文館サービスセンターにおける全国他場の臨時場外車券発売収益等の3,150千円を追加いたしております。

次に、5ページの歳出でございます。

第1款2項1目 . 競輪開催費につきましては、記念競輪の売り上げ増に伴い、場外開催経費や払戻金と、日本自転車振興会交付金など売り上げに連動する経費を計上いたしております。また、天文館サービスセンターの開設を告知するための宣伝広告料や各種委託料などの運用経費、それから、開設後の売り上げに連動する開催経費を合わせて、総額1,446,743千円を追加計上させていただいております。

6ページでございます。

第2款2項1目、公営企業金融公庫納付金につきましても、売り上げ増に伴い18,270千円を追加いたしております。

3款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出額の調整を行い、97,228千円の追加をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第98号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第7・議案訂正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

議案第102号 平成17年度北方町水道事業会計決算の訂正について、御説明申し上げます。

議案上程後に再確認をしましたところ、2ページの資本的収支の収入の欄の予算額に比べ、決算額の増減の差し引きの違いや、3ページの損益計算書の中で、本来ならば営業外の収支をマイナス5,399,410円と記載するところを記載しておらず、また、経常利益にその差し引き金額を書き込むなどの金額の訂正や、字句の訂正が6カ所ありましたので、議案すべての差しかえをお願いいたします。

さきの臨時議会での議案の訂正を行った矢先、また同様の訂正をお願いすることになり、大変申しわけございません。今後、このようなことがないように十分注意してまいりますので、御了承方よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。ただいま説明がありました第102号議案 平成17年度北方町水道事業会計決算認定についての一部訂正については、申し出のとおり訂正、差しかえすることを許可することに御異議ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議運でも説明があったので、一定の意見は言っておりましたけれども、大事なことで、改めて本会議で聞いておきたいことがあります。

過ちというのはあり得るんですね。絶対ないということはいけません。ただ、必要最小限に食いとめるというシステムがあります。ですから、ここで水道部長に聞いておきたいんですけども、誤りを最小限に食いとめるそのシステムについて、例えば、議案が準備されて提案される、課長決裁、部長決裁を通じて市長に提出され議会に提案される。その間で、チェックする期間というのはあるんですね。一番最初の、議案として印刷されたときに、どういう過ちのを見つけ方といいますか、普通、一般的には、印刷所に出す場合には校正というのがあります。その手前に読み合わせもあります。そういった手順を進めながら、過ちを必要最小限に食いとめる、それで、課長決裁、部長決裁に行くわけですけども、8月10日にもこのことは指摘しておりましたけれども、今度の場合に、経常損失を経常利益に上げるとか、このまま来ると、まさに瑕疵あり議案になりますよね。そこはぜひ誤りを必要最小限に食いとめる。8月10日の教訓をどう生かされようとしたのか、その経過について説明を

していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

8月10日の御指摘以来、今回の議会の上程につきましては、御指摘のとおり、水道部内におきましても読み合わせ等を行い、確認をしたところでございますけれども、いかんせん、合併前のおのこの決算書が、おのこのフォームが若干違っていた関係もあって、十分にその確認が至らなかったという経過がございます。

また、確かにおっしゃるとおりで、議案の印刷前につきましては、最終的には私部長決裁という形の中でやっていくわけでございますけれども、この場で申し上げて非常に申しわけないんですけれども、私のところでも十分精査ができなかったというところで、私の見落とし等もあったということで、この辺も含めまして、今後はもう一回気を引き締めて点検等については行っていきたいということで、内部的にも確認をしたところでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。一部訂正については、申し出のとおり訂正、差しかえすることを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第102号議案は申し出のとおり訂正、差しかえすることを許可いたします。

議案差しかえのため、暫時休憩をいたします。

休 憩 13時28分

再 開 13時30分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第8．第99号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第99号議案 平成17年度武雄市病院事業会計の決算について、補足説明を申し上げます。

なお、平成17年度の決算につきましては、いわゆる2月28日までの合併前の決算と、それから、104号にお示しをいたしております3月1日から3月31日までの決算の部分がございましてけれども、ここでは17年の4月1日から18年3月まで、通算したもので補足説明を申し上げたいと思います。

お手元には、議案資料といたしまして、平成17年度武雄市病院事業会計決算資料ということで、平成17年4月1日から18年3月31日までの資料をお示しさせていただいておりますので、これについて御説明を申し上げたいと思います。

まず、事業の概要でございますが、入院患者数は年間延べで3万8,705人、1日平均106人となっております。昨年度の103.5人より若干増加をいたしております。一方、外来患者数では延べ4万8,584人、1日平均199人となっております。昨年の201.2人より若干減少いたしているところでございます。

次の損益計算書について御説明を申し上げます。

この損益計算書は、病院事業の12カ月間の経営状況をお示したものでございまして、医業収益1,527,515,576円、医業外収益66,511,298円、特別利益74,379千円、収益合計として1,668,405,874円に対し、医業費用1,684,652,918円、医業外費用56,454,569円、特別損失1,341,500円、費用合計1,742,448,987円となっております。

この結果、当年度純損失は74,043,113円となり、前年度までの累積欠損と合わせて、平成17年度末の累積欠損金の額は533,184,590円となりました。

次の貸借対照表は、平成17年度末における病院事業の資産、負債及び資本を総括的に表示して、財政状況をお示したものでございます。

資産の部でございますが、固定資産では、前年度末の資産に平成17年度の資本的支出により取得した資産を加え、減価償却累計額を控除した1,582,748,288円となっております。

次に、流動資産、これは現金、未収金、貯蔵品から成っておりますが、470,425,829円のうち、現金預金は約195,350千円となっております。

次に、繰延勘定の控除対象外消費税ですが、前年度末の額から当年度償却額4,235,930円を控除し、63,144,629円となっております。

以上、資産の部の合計では、2,116,318,746円となっております。

次に、負債の部であります。

固定負債分については長期借入金であります。当年度は13,600千円を償還いたしましたので、残として、204,400千円となっております。

流動負債64,085,274円のうち、未払金につきましては、すべて支払いを完了いたしております。

次に、資本の部であります。

資本金は自己資本金、繰入資本金ですが と、借入資本金、企業債から成っております。1,674,580,865円となりました。

剰余金につきましては、資本剰余金と欠損金から成っております。173,252,607円となりました。

以上、負債・資本合計2,116,318,746円となっております。

最後に、企業債及び借入金の状況ですが、企業債につきましては、17年度末での未償還残高が1,086,438,865円で、一般会計長期借入金の残高は204,400千円となっております。

以上で決算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第99号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、28名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は28名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長が会議に諮って指名することになっております。したがって、決算審査特別委員会委員に、28番富永議員及び24番不肖杉原を除く28名の議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました28名を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	13時38分
再	開	13時51分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会委員長から、正副委員長互選の結果報告がありましたので、その報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に16番樋渡議員、同副委員長に5番大河内議員。

以上でございます。

日程第9．第100号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第12．第103号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてまで4件を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第100号及び第101号、第102号議案の平成17年度水道事業会計決算認定及び第103号議案の平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

この決算につきましては、本年3月1日に合併をいたしましたことにより、旧武雄市、旧山内町、旧北方町のおおのこの水道事業及び旧武雄市工業用水道事業会計の平成17年度4月1日より平成18年2月28日までの打ち切り決算となっております。

第100号から第102号は、議案のほかに議案資料をお手元に差し上げておりますので、その議案資料に基づいて、また、第103号関連の議案資料は、年間を通した決算でありますので、決算書に基づき御説明申し上げます。

資料2ページでは、水道事業の運営経費であります収益的収支、3ページでは、建設改良などの資本的収支の決算状況について記載しております。

2ページの収益的収入及び支出の予算額に対する比較でございますが、収支とも1年分の見込み予算額の計上に対して、11カ月間での決算でありますので、収入不足と多額の不用額を出した決算となりました。

旧武雄市水道におきまして、収入では1,139,553,910円と、予算額に対しまして69,112,090円の収入不足での決算となりましたが、この主な要因は、水道使用料収入でございます。ただ、第2項の営業外収益は、武雄東部開発及び甘久地区の開発に伴い、加入者負担金の伸びにより増収となったところでございます。

支出の水道事業費用につきましても、収入と同様に決算額999,402,605円で、予算に対しまして121,209,395円の不用額となったところです。

収支は、資料の4ページの当年度未処分利益剰余金及び欠損金にありますように、税抜きベースで136,720,291円の黒字となりました。

旧山内水道事業におきましては、2ページに戻りまして、収入では193,555,111円と、予算に対しまして4,712,889円の収入不足となりましたが、この主な要因は、武雄市水道と同様に水道使用料の収入でございます。

支出の水道事業費用につきましても、収入と同様に決算額200,058,155円で、予算額に対しまして18,327,845円と多額の不用額となったところです。

収支は、予算当初より赤字決算を見込んだ編成を行いましたように、資料の4ページの当年度未処分利益剰余金及び欠損金で、税抜きベースで7,410,824円の欠損金を出しました。

旧北方水道事業におきましては、2ページに戻りまして、収入では決算額236,706,233円となり、予算額に対しまして9,051,767円の収入不足となりましたが、この主な要因は、さきの二つの事業と同様に、水道使用料の収入でございます。ただ、第2項の営業外収益は、開発に伴う加入者負担金の伸びにより増収となったところです。

支出の水道事業費用につきましても、収入と同様に、決算額211,297,657円と、予算に対しまして31,407,343円と多額の不用額となったところです。

また、第3項の特別損失としまして、平成12年度までの3件分290,450円について不納欠損を行いました。

収支は、資料4ページの当年度未処分利益剰余金及び欠損金にありますように、税抜きベースで20,451,667円の黒字となりました。

この結果、資料4ページにありますように、未払金349,828,370円を含め、総額3,145,506,968円の現金と、欠損金7,410,824円を新市の水道事業に引き継いでおります。

次に、資料3ページの資本的収入及び支出の内容を説明いたします。

旧武雄市水道におきまして、収入は、予定した一般会計からの繰入金61,187,450円を受け入れました。支出では、予定した老朽管更新の発注や、当年度分の企業債償還金の支払いを行いました。1件工事が国道占用協議のおくれにより未竣工であったため、予算に対して13,884,340円の不用額となったところです。

旧山内水道におきまして、収入のうち、第2項・工事負担金について、農業集落排水事業補償工事の3件分が未竣工のため受け入れがおくれ、予算に対して11,097,250円の収入不足となりましたが、この分につきましては、3月の新市で受け入れ処理を行っております。

支出では、第1項・建設改良工事の未竣工工事分37,197,499円について、不用額となったところがございます。

旧北方町におきまして、収入はございませんでした。

支出では、予定した老朽管工事の発注を行い、入札減による不用額や、3月償還予定の企業債の未払いにより、予算額に対しまして10,933,039円の不用額となったところがございます。

次に、第103号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定につきまして御説明申し上げます。

事業の概要でございますけれども、給水事業所が4社で契約水量は390トンでございます。本年2月までの有収水量は7万3,087トン、1日平均219トンとなっており、有収率は99%となっております。

次に、決算書の3ページの損益計算書に基づき、収益的収支の状況を御説明申し上げます。

営業収益は給水収益の6,210,057円で、営業外収益は受取利息及び配当金の64円と他会計補助金57,000千円を合わせた57,000,064円の、収入合計63,210,121円となりました。

一方、支出では、減価償却費など19,788,821円と、維持管理費6,177,437円を合わせた営業費用25,966,258円と、企業債利息24,751,501円の合計50,717,759円となりました。

この結果、12,492,362円の利益となりましたが、前年度繰越欠損金に補てんをしたところがございます。

次に、2ページの資本的支出では、企業債償還金29,101,461円を支払い、未償還残高は524,456,419円となりました。

また、支出の全額を過年度分損益勘定留保資金で補てんをしたところでございます。この結果、内部留保資金85,078,604円と欠損金42,025,739円を差し引いた43,052,865円と、未払金18,621,370円を合わせました61,674,235円の現金を新市に引き継いだところでございます。

以上、議案資料及び決算書の説明をもちまして、平成17年度水道事業会計並びに工業用水道事業会計の旧市町分の補足説明とさせていただきます。

どうか御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第100号議案、第101号議案、第102号議案及び第103号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第100号議案、第101号議案、第102号議案及び第103号議案の4件の議案については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第100号議案、第101号議案、第102号議案及び第103号議案については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第13．第104号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第104号議案 平成17年度武雄市病院事業会計の決算について御説明申し上げます。

この104号議案は、平成18年3月1日から3月31日までの決算となっております。なお、内容説明については、第99号議案のときに通して説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第104号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付する

ことにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第14．第105号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第15．第106号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第105号議案及び第106号議案 平成17年度武雄市水道事業会計及び工業用水道事業会計決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、合併後の3月1日から3月31日までの1カ月分の決算でございます。

水道事業につきましては、議案書のほかに議案資料をお手元に差し上げておりますので、その資料に基づいて、また、工業用水道は決算書に基づいて御説明いたします。

資料2ページでは、高料金対策分などの一般会計繰入金など随時、旧市町で受け入れておりましたので、予算当初より赤字決算を見込んだ編成となりました。

収入では、第1項．営業収益として、1カ月分の水道使用料のほか、武内町の松浦川改修に係る受託工事の費用を請け負い、第2項．営業外収益では合併移行経費を一般会計より、第3項．特別利益として武雄川河川改修事業に係る淵ノ尾浄水場付近の土地売却費を受け入れました。決算額は113,779,027円となったところでございます。

支出では、維持管理費など126,112,474円を支出いたしました。

収支は、13,975,088円の赤字となりましたが、合併前の欠損金と合わせて剰余金で穴埋めを行い、資料4ページにありますように、155,930,719円の剰余金となったところでございます。

この結果、資料4ページにありますように、14,897,484円の未払金を含めて2,790,041,903円の現金を18年度に繰り越したところでございます。

次に、資料3ページの資本的収入及び支出の内容を御説明いたします。

収入では、旧山内水道の農業集落排水事業補償工事の未竣工分11,097,050円を受け入れました。支出では、旧市町の未竣工工事や起債償還金など、44,570,491円を支払ったところでございます。

次に、第106号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定につきまして御説明いたします。

事業の概要でございますが、第103号議案と同様に、給水事業所は4社で、契約水量は390

トンでございます。3月1月分の有収水量は6,439トン、1日平均208トンとなっており、有収率は96.6%となっております。

次に、決算書の3ページの損益計算書に基づき、収益的収支の状況を御説明いたします。

収益は、給水収益の515,970円でございます。

一方、支出では、減価償却費の1,777,166円と維持管理費5,317,594円を合わせ、7,094,760円となりました。この結果、6,578,790円の赤字となりましたが、前年度繰越欠損金と合わせた48,604,529円を当年度未処理欠損金として、翌年に繰り越したところでございます。

この結果、内部留保資金86,855,770円より、当年度未処理欠損金48,604,529円を差し引いた38,251,241円と、未払金52,079円を合わせた38,303,320円の現金を翌年度に繰り越したところでございます。

以上、議案資料及び決算書の説明をもちまして、平成17年度水道事業会計並びに工業用水道事業会計の新市分の補足説明とさせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第105号議案及び第106号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第105号議案及び第106号議案は、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第105号議案及び第106号議案は決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第16．第107号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第42．第133号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまで、27件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

第107号議案より第133号議案までの平成17年度一般会計及び特別会計決算につきまして、お手元に配付いたしております議案資料の説明をもちまして、補足説明とさせていただきます。この資料でございます。

平成17年度の決算につきましては、本年3月1日に合併をいたしましたことにより、平成17年4月1日から平成18年2月28日までの打ち切り決算が、旧武雄市、旧山内町、旧北方町、旧武雄市山内町衛生処理組合の分及び平成18年3月1日から3月31日までの新武雄市の決算

となっております。

まず、資料1ページ、平成17年度決算状況をごらんいただきたいと思います。

この表は、旧市町及び新市の実質収支について一覧表にしたものでございます。旧武雄市におきましては、一般会計及び特別会計を総括した歳入歳出差し引き額が327,132,074円の不足となっております。

次に、旧山内町におきましては、一般会計及び特別会計を総括した歳入歳出差し引き額が183,641,895円の不足となっております。

旧北方町におきましては、一般会計及び特別会計を総括した歳入歳出差し引き額が19,079,010円の不足となっております。

旧武雄市山内町衛生処理組合におきましては、歳入歳出差し引き額が114,906,883円の剰余金が発生しております。

また、合併後の新武雄市におきましては、一般会計及び特別会計を総括した歳入歳出差し引き額は671,084,439円となっております。

欄外の注意書きにつきましては、新市の決算で繰越明許となった分でございます。

次に、資料2ページでございますが、これは合併に伴う1市2町の決算状況でございます。合併に伴い、旧市町では打ち切り決算となりましたが、その際、一時借り入れや他会計からの繰りかえ流用を行い、各会計での不足を補いました。

一般会計においては、旧山内町、旧北方町に不足が生じたため、一時借り入れや流用により補い、新市へは346,548,193円の繰り越しをいたしました。

特別会計においても、不足が生じた各会計は、一時借り入れや繰りかえ流用により、マイナス分を補って新市へ繰り越し、また、給湯事業特別会計、競輪事業特別会計、交通災害共済特別会計については、残額を新市へ繰り越し、旧1市2町から新市へ繰り越す剰余金の額は、一般会計と特別会計を合わせて781,147,021円となりました。

旧武雄市山内町衛生処理組合におきましては、歳入歳出差引残額は114,906,883円を新市へ繰り越しました。

資料3ページから6ページは、合併により持ち寄りました基金や出資金の明細となっておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、平成17年度の一般会計並びに各特別会計の決算の補足説明を終わらせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

続きまして、平成17年度主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について、補足説明があれば、その説明を求めます。ありませんか。

質疑を開始いたしますが、質疑は区分いたします。

まず、第107号議案から第115号議案まで、旧武雄市の決算認定9件に対する質疑を開始い

たします。(発言する者あり)説明ないそうです。ありますか。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

17年度の主要施策につきましては、お手元にお配りしています旧武雄市 これは平成17年4月1日から18年2月28日、それから旧山内町、それから旧北方町、それと旧武雄市山内町衛生処理組合、それと、新市の3月1日から3月31日までの分を掲載させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

9件に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

9件に対する質疑をとどめます。

次に、第116号議案から第119号議案まで、旧山内町の決算認定4件に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

4件に対する質疑をとどめます。

次に、第120号議案から第123号議案まで、旧北方町の決算認定4件に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

4件に対する質疑をとどめます。

次に、第124号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第124号議案に対する質疑をとどめます。

次に、第125号議案から第133号議案まで、新武雄市の決算認定9件に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

9件に対する質疑をとどめます。

改めて27件に対する質疑をとどめます。

お諮りいたします。第107号議案から第133号議案まで27件の議案は、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第107号議案から第133号議案まで27件の議案は、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第43. 報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

報告第10号、損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

追加議案書の1ページでございます。この件につきましては、市道の維持管理上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、平成18年9月14日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成18年7月8日午前3時ごろ、被害者が武雄市西川登町の市道長谷小田志線を、軽自動車で嬉野方面から武雄方面に向かって走行中、道路上の穴に車が落ち、右側の車輪及び後輪のホイールを破損したものでございます。当時は真夜中であり、被害者の注視義務が損なわれたものでございましたが、落ち込んだ穴は最深が約20センチに及んでいたものでございます。損害賠償額は、ホイールの交換に係る経費として8,558円であります。なお、この賠償額につきましては、全国市町村総合賠償保険から全額補てんされるものでございます。

この付近の道路状況は、県道嬉野山内線、嬉野インターチェンジ、国道34号に接続する交通の要衝地で、また、市内の遊園地でありますメルヘン村も近くにあり、交通量も多いことから、近道として市道を利用される運転者が増加傾向にあります。また、当方の道路パトロールも行っておりますが、範囲が広範囲であり、舗装の傷みが激しいことから、道路の維持管理に追われているのが実情でございます。今後、このようなことがないように、道路の維持管理にさらに努めてまいりたいと思います。

以上、御報告いたします。よろしくお願いいいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は、法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第44．請願第4号 『義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書』の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

『義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書』の提出を求める請願につきまして、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

この件につきましては、この間も各議会等でも請願、意見書の採択等もされてきましたし、昨年、全国の校長会やPTA、さらには保護者の方々が中心となり、この堅持を求める署名運動も取り組まれ、相当数の署名を実は校長会、PTA联合会、保護者等からもいただいて

まいりました。

しかし、結果的には、今回、昨年度は2分の1から3分の1へと減額され、さらには、この交付税措置の国庫負担が実は一般財源化されようということにもなっているようです。これが一般財源化された場合には、御案内のとおり、使用を制限されないような状況も出てきますけれども、いずれにいたしましても、この今日の状況の中で、義務教育費の関係は教育の質的向上が望まれ、各地方自治体が独自の教育施策を実施する今日、ぜひとも義務教育費国庫負担制度の廃止にならないように保護者、地域住民の多くの希望もございますので、この表題につきまして、ぜひ議員各位の真摯なる御審議と、そして、御理解をいただきますように提案申し上げます。

請願の趣旨、以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 14時23分